



# NEWS LETTER 2023①

2023年9月1日発行  
佐賀消費者フォーラム  
理事会  
Tel.0952-37-9839

1

【開催のご案内】 第12回消費者のつどい

## 消費者視点で「標準化」を考える

～安全で便利なくらしのための取り決めについて考えよう～

講師 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・  
相談員協会 (NACS) 九州支部 標準化推進リーダー

日時 2023年10月24日(火)10～12時

会場 佐賀商工ビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室

問い合わせ・申し込み

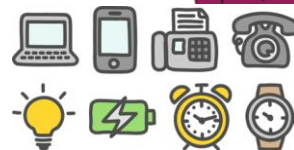
※申し込みフォーム(スマートフォンより)⇒

TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859

E-mail scf@forest.ocn.ne.jp



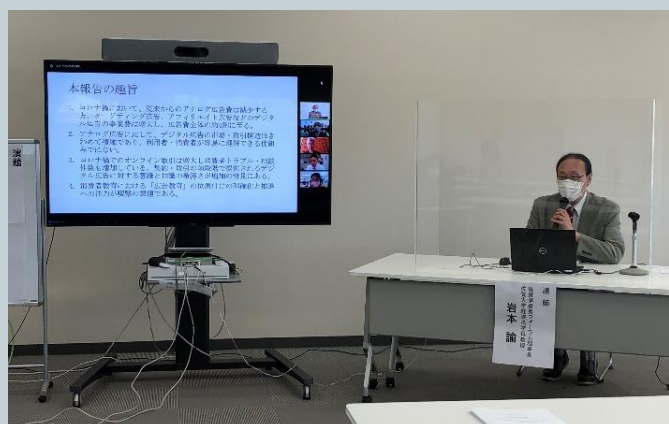
←詳しくは  
こちら



## 2022年10月19日 第11回消費者のつどい開催報告

### 「知っていますか？ ネット広告のからくり」

～ネット広告の問題点と規制、定期購入の表示ガイドライン～



講師 (故) 岩本 諭 氏 (佐賀大学経済学部教授)

テレビ、新聞、雑誌等の従来メディアからインターネットの広告が急増(全体の4割)する中、ネット検索やSNS等を通じた消費者の個人情報を利用されています。これまでの市場経済を前提とした法秩序で十分にとらえられない状況で消費者が容易に理解できるしくみでなく、デジタルプラットフォーム事業者への新たな法規制が必要となっています。ターゲティング広告やアフィリエイト広告、ステルスマーケティング広告などへの規制の在り方と同時に、消費者教育の中の「広告教育」を低年齢から始める必要性を話していただきました。

講師 古賀 洋子氏 (消費生活相談員の会さが)

「初回おためし価格」など定期購入であることを気づかせないような、いわゆる「詐欺的定期購入」を禁止する令和4年6月施行の改正特定商取引法について解説していただきました。ガイドラインで定められた通信販売の表示義務と消費者を誤認させる表示の禁止の内容について具体的に話していただきました。消費者は表示が義務付けられた「最終表示画面」での支払総額と返品・解約方法を必ず確認して、スマホのスクリーンショットで画面を記録しておくことがトラブルに合わない秘訣と教わりました。

## 【活動日誌】

令和4年度11月～令和5年10月

2022年  
11月14日 第1回理事会  
12月12日 令和4年度定時総会

2023年  
1月10日 第2回理事会  
2月3日 佐賀県消費生活審議会  
3月2-4日 佐賀市消費生活フェア  
消費者110番、啓発活動  
3月11日 第12回適格消費者団体連絡協議会  
3月13日 第3回理事会  
3月31日 消費者テキスト  
「みんな消費者2023-24年版」  
発行

5月15日 第4回理事会  
5月19-30日 佐賀市消費者月間  
パネル展参加  
7月10日 第5回理事会  
7月19日 佐賀県消費生活の  
安全安心対策会議  
(予定)  
9月2-3日 第13回適格消費者団体連絡協議会  
9月11日 第6回理事会  
10月24日 第12回消費者の集い  
「消費者視点で『標準化』を考  
える」開催

## 会費納入の お願い

令和4年度（令和4年11月～  
令和5年10月）の年会費納入  
は10月15日までに振り込み  
お願いします。


《振り込み先》  
佐賀銀行 鳥栖支店 普通  
口座番号 2044650  
特定非営利活動法人佐賀消  
費者フォーラム

## 検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申し入れ内容	結果
書籍出版 A社 H29年9月～	書籍を継続購入して完成する模型の 価格表示が、景表法の有利誤認に当 たり、改善を申し入れ。	回答後改善不十分のためR5年2月再申し入れ。3 月回答で改善予定。
携帯電話 L社 R1年10月～	故障交換時の貸出機の破損による違 約金請求の規約について、消費者の 利益を損ねないか、問合せ書を送付。	R4年12月再申し入れ。3 月回答を受け、6月再度 申し入れ。8月回答受理。
エステサロ ンM社 R4年6月～	サービス期間の中途解約の定めが特 商法に反し消費者に不利な条項と なっており、改善を申し入れ。	R4年6月申し入れ送付。8 月末回答にて改善同意。 12月申し入れ終了通知。
化粧品通販 Y社 R4年9月～	返金保証の案内表示、通常価格での 販売実績、有名雑誌での掲載実績に ついて問い合わせを送付。	R4年10月回答受理。情 報提供が不十分のため 再申し入れを検討中。
脱毛エステ MP社 R5年7月～	「セットで！74,000円相当が総額 100円」の広告は景表法「おとり広 告」の恐れありで改善申し入れ。	R5年8月回答受理。検 討委員会で対応検討中。

## この間寄せられた消費者相談・被害情報

2022年9月  
～2023年8月

脱毛サロンを中途解約したいが、店舗の電話がつ ながらない。閉店していたらどうすればよいか。	某BM社に車検をしてもらったばかりだが、不正 が無い心配だ。信用できるのか。
電子タバコの定期購入の解約をしたいが、電話が つながらない。どうしたらよいか。	賃貸契約の退去時の襪、畳の張替え、ハウスク リーニング代負担が契約書に書かれているが、違 法ではないか。
スマートウォッチネットワーク商法でリーダーを していた。詐欺まがいの勧誘をして高齢者から金 を巻き上げているので、告発に力を貸してほしい。 宝石店でネックレスを購入、チェーンのよじれが あったため返品交換を申し出たが、応じられな かった。	スマートウォッチのリーダーに進められて、20万 円の権利を払った。不安で解約したい。スマホア プリアで契約したので、契約書面は取っていない。
スポーツジム入会後2か月無料、6か月間の定期契 約。8か月目で解約を申し入れをしたが、対面限定 とQRコードでの手続き以外認められない。 接骨院で1回治療後解約を申し込むと、6か月間の 定期縛りがあるといわれた。消費生活センターに 相談して「脱会届」を送って受理された。 ペイペイの利用規約違反で利用停止の連絡があっ たが、同時にポイントと現金残高が無効となり、 具体的な理由を明示されず納得できない。 中古車買い取りで修復歴ありと正直に伝えて100 万円の契約をしたが、1週間たって65万円に値引 きしてきた。契約後の値引きには納得できない。	

## 当フォーラム理事長岩本諭先生（佐賀大学経済 学部教授）が2023年8月14日逝去されました

適格消費者団体の認定を受ける前の平成15年の佐賀消費  
者フォーラム（消費者問題を考える会さが）の設立から  
中心メンバーとして重責を担ってこられました。食道がん  
を患い闘病中でしたが、思い半ばで旅立たれました。  
研究者、教育者として、当法人の運営のみならず消費者  
教育や行政への提言など多くの業績を残されました。ご  
冥福をお祈りし、心より感謝の言葉をささげます。

